

傍聴に関する留意事項

「阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会」を傍聴する場合は、次の事項に従って傍聴していただくこととなります。

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の10分前までに所定の手続きを行い、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さに制限がありますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴にあたって守るべき事項

会議を傍聴されるにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加えたり、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) 銃器その他危険物を持ち込まないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に審議会の会長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持（違反に関する措置）

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお問い合わせください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただきます。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。